

平成29年11月10日

資料

平成29年度
第3回 高知県国民健康保険運営協議会

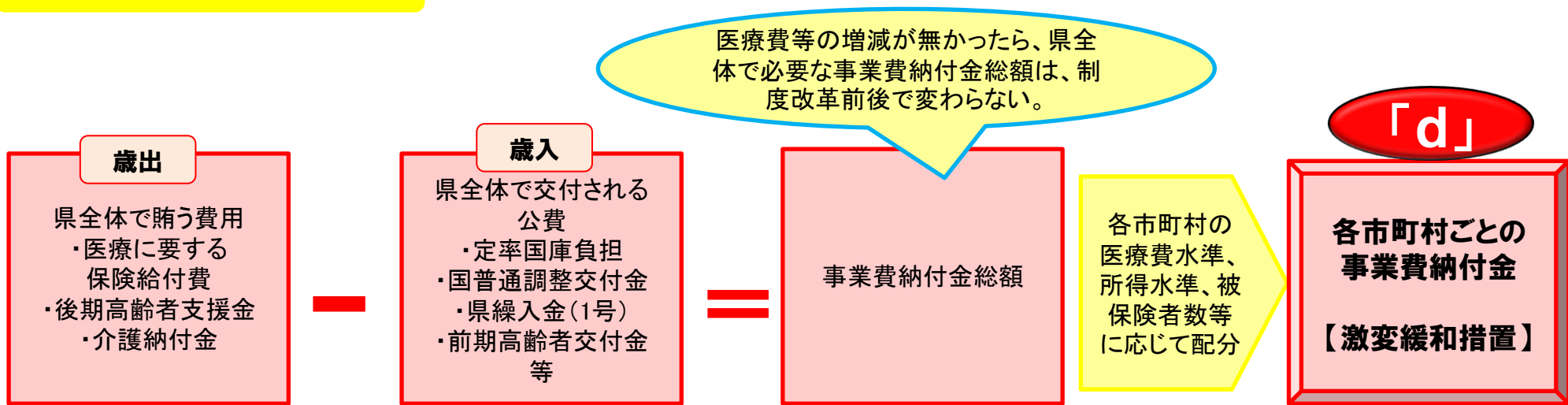
国民健康保険事業費納付金の徴収について

< 諮問項目1・2 >

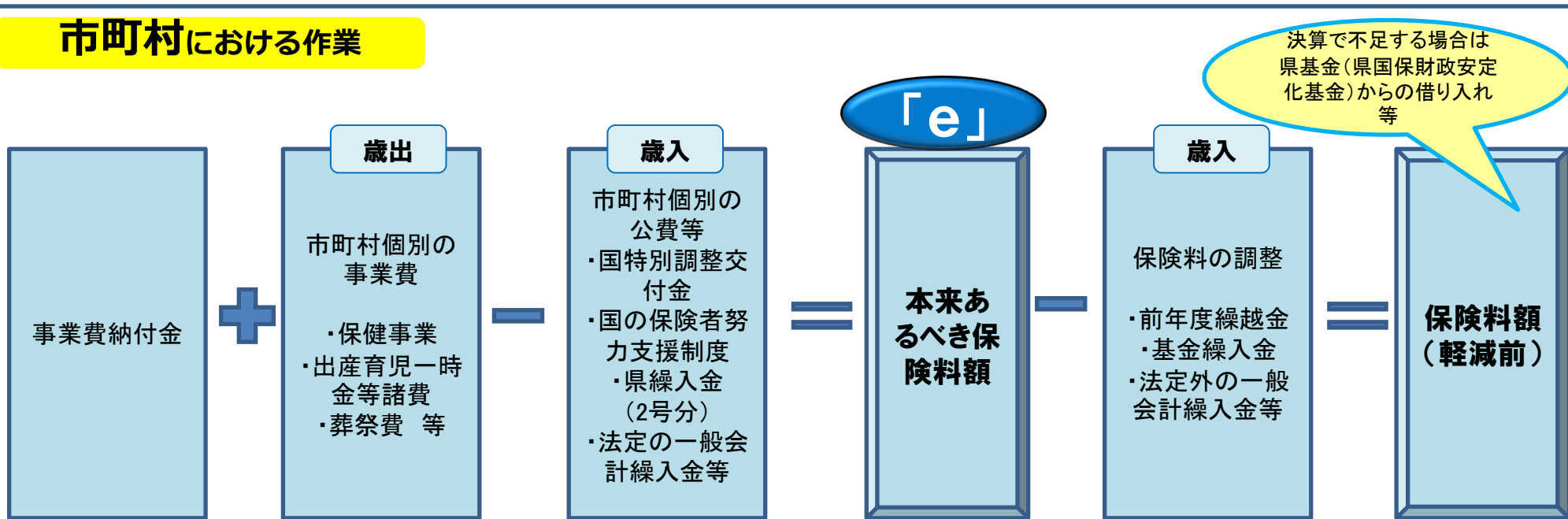
- 1 医療費指数反映係数(α)**
- 2 納付金の算定対象とする保険給付費の範囲**

事業費納付金と保険料額との関係

県における作業



市町村における作業



国保事業費納付金の算定における医療費水準の反映の程度について

国における医療費水準の反映程度に関する検討経過

(1) 国保基盤強化協議会(※)での議論

※【国保基盤強化協議会】…国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場。

～国保基盤強化協議会の「政務レベル協議」(平成26年8月及び平成27年2月)における 全国町村会代表者の発言要旨～

- ・同じ県内でも市町村によって医療の水準が全然違う。高いところもあり、低いところもあって格差は非常にある。
- ・一般的に町村は、県庁所在地等の都市部と比較して医療提供体制が十分でないことなどから保険料水準が低く抑えられている。
- ・都道府県単位となった際に、保険料が大幅に上昇することなどの懸念がある。
- ・保険料については、当面不均一課税。将来に向かって平準化の方向だろうが、急激な移行は相当抵抗がある。
- ・医療費水準の格差は絶対考慮してほしい。

(2) 国保基盤強化協議会での「国民健康保険の見直し」についての議論のとりまとめ(平成27年2月12日)

- 都道府県は市町村ごとの分賦金(国保事業費納付金)の額を決定するに当たり、市町村の医療費適正化機能が積極的に発揮されるよう、市町村ごとの医療費水準(年齢調整後)を反映する。
- 保険料率については、市町村ごとに設定することを基本としつつ、地域の実情に応じて、二次医療圏ごと、都道府県ごとに保険料率を一本化することも可能な仕組みとする。
- 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村ごとの収納率目標等、市町村が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を設定する。

厚生労働省の示す原則(『国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)(平成28年4月)』より)

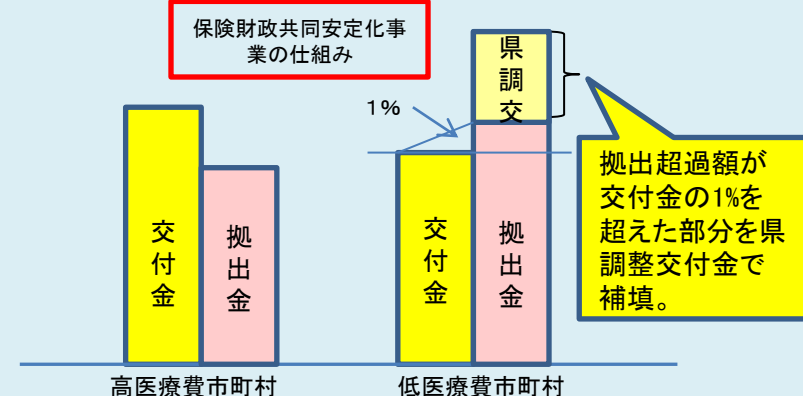
○新制度施行後は、都道府県内市町村間で医療費水準に差異がある都道府県においては、年齢調整後の医療費指数を各市町村の納付金に反映させることが原則となる(即ち $\alpha=1$)。

○ただし、都道府県内で統一的な保険料とする観点から医療費指数を反映させないこと(即ち $\alpha=0$)、また当該都道府県における平成29年度までの保険財政共同安定化事業(※)のあり方等を踏まえ、激変緩和の観点から医療費指数の納付金への反映を段階的に行うこと(即ち α を徐々に1に近づけていく)も可能。その際には都道府県は市町村の意見を十分に反映することとする。

※【保険財政共同安定化事業】(事業主体は国保連合会。平成29年度をもって廃止。)

- ・都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化及び財政の安定化を図るため、1件あたり80万円までのレセプトを対象とし市町村国保の拠出により県内の医療費を賄い、保険料負担を調整する事業。
- ・各市町村の拠出金の算出は、医療費実績割:被保険者数割=50:50。
 - ▽高医療費市町村は、「交付額>拠出額」となり、制度メリットを受けている。
 - ▽低医療費市町村は、拠出超過となっていることから、県2号交付金で財政支援を行っている。(平成28年度実績:2.2億円)

厚労省の原則は $\alpha=1$ であるため、保険財政共同安定化事業の財政調整の仕組みは白紙にすること。



国保事業費納付金の算定における「医療費水準」の反映の程度について（αの値について）

ポイント

★国保事業費納付金の算定(各市町村への割り当て)において、各市町村の医療費水準を100パーセント反映させること(即ちα=1)が、現在の各市町村の医療費に見合った保険料になる。

⇒医療費が高い市町村は、納付金が多く割り当てられ、医療費が低い市町村は、少なく割り当てられる。

医療費水準の反映割合による影響

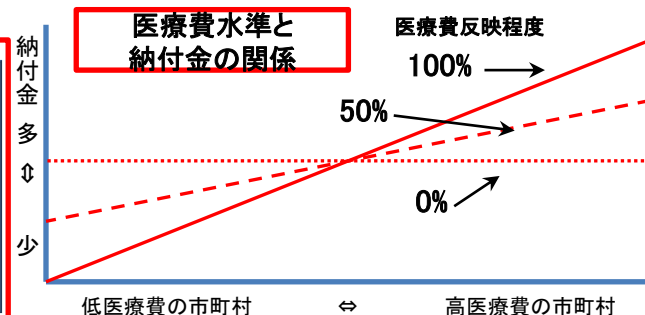
<市町村の医療費水準を全て(100パーセント)反映する場合(α=1)>

- 【メリット】
- ・医療費水準の高低が国保納付金等に反映されるため、市町村の被保険者にかかる医療費に見合っており公平である。
 - ・各市町村の医療費水準の高低が納付金額に全て反映されるため、各市町村の医療費適正化の取組を促進。
- 【デメリット】
- ・現行の保険財政共同安定化事業の財政調整効果が無くなるため、高医療費のため「交付金>拠出金」(交付超過)となって、この事業の制度メリットを受けていた市町村は、保険料が高くなる可能性がある。(しかし、激変緩和措置を行う予定。)

<市町村の医療費水準を半分(50パーセント)反映する場合(α=0.5)>

⇒100%反映の場合に比べて、国保納付金額等に対する医療費水準の影響度合いが薄まる。

- 【メリット】
- ・保険料水準の平準化が進む。
- 【デメリット】
- ・市町村の被保険者にかかる医療費に見合わないため、低医療費の市町村の被保険者の理解が得られにくい。



【全国の状況】(H29.9厚生労働省調べ)

- ・α=1⇒40都道府県
- ・α=0⇒4都道府県
- ・その他⇒3都道府県

高知県における検討結果

○主な意見

- ・医療費水準が低い市町村⇒厚労省の示す原則どおりの医療費水準を全て反映することが被保険者等の理解が得られ易い。
- ・医療費水準が高い市町村⇒医療費水準を全て反映することはやむを得ない。しかし平成30年度以降の保険料が激変しないようにして欲しい。

<医療費水準の反映程度による納付金額/人の変化>

	(100%反映)	(50%反映)	(10%反映)
・四万十市 (低医療費)	73,278円	79,463円	85,013円
・大豊町 (高医療費)	98,825円	89,801円	81,703円

※平成28年度の各市町村の決算における医療給付費等を基にして、医療費の伸び等を勘案して試算。

- ①市町村は、納付金額による国保税額への影響に最も関心がある。⇒税率を上げる場合は被保険者が納得できる理由が必要。
- ②各市町村が県に納める「国保事業納付金総額」は、各市町村の医療給付費の合計額をもとに算出されていることから、各市町村の医療費水準に応じての配分が最も被保険者の理解が得られやすい。
- ③厚労省の原則は「医療費水準を全て反映(α=1)」。
- ④40都道府県が「医療費水準を全て反映(α=1)」予定。

納付金の算定対象とする保険給付費の範囲

医療分の保険給付費は、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費とする。

なお、各市町村の出産育児一時金、葬祭費、保健事業費は、保険料水準を統一する場合は納付金の算定対象費用に含めることが可能とされているが、本県は当面は保険料水準の統一は行わないこととしているため、これらを納付金の算定対象費用に含めない。

○医療費水準を全て反映(α=1)とする。

< 諮問項目3 >

所得係数及び 応能割と応益割の割合

国保事業費納付金の算定における「所得水準」の反映の程度について（βについて）

1. 厚生労働省の保険料負担に関する基本的な考え方

- 市町村間で、同じ医療費であれば同じ保険料負担が基本。
- 所得水準の高低により、負担が異ならないように国普通調整交付金(国普通)で調整を行う。
 - ・高所得市町村には国普通調整交付金を少なく、低所得市町村には国普通調整交付金を多くすることにより、市町村間の所得水準の高低による保険料への影響を調整している。
- 所得調整は、国普通調整交付金により応能部分(所得部分)の額を調整する。
 - ・応能部分(人数部分)は受益にかかる部分であり、調整は行わない。

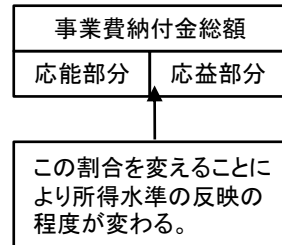
	事業費納付金50%		国普通	その他 国・県の 公費
	応益部分	応能部分		
基準(平均所得県)	25%	25%	7%	43%
低所得市町村	25%	25% - α	7% + α	
高所得市町村	25%	25% + α	7% - α	

2. 所得水準の反映の程度について

- ・所得水準の納付金への反映は、国保事業費納付金県総額を所得に応じて配分する額(応能部分)と、被保険者数及び世帯数に応じて配分する額(応益部分)に按分する率を変えることによって行う。その按分割合を決める役割を担うのが「**所得係数β**」。
- ・応能部分の割合によって、市町村の納付金配分額が相違。(応能を多くする⇒高所得市町村に多く配分、応能を少なくする⇒低所得市町村に多く配分。)

<按分する率の定め方の厚生労働省の原則>

- ◎「 $\text{応能部分の割合} = \beta \div (1 + \beta)$ 」、「 $\text{応益部分の割合} = 1 - \text{応能部分の割合}$ 」。
- ※ 所得係数β は「 $\text{都道府県平均の1人あたり所得} \div \text{全国平均の1人あたり所得}$ 」。
- ※ 高知県のβ は約0.75(医療分。H27年度所得より算出。)で、 $\text{応能割合} : \text{応益割合} = 43 : 57$ 。(H28年度所得では0.73)
(全国平均所得より高所得都道府県はβ > 1、全国平均所得より低所得県はβ < 1となる。)
- 激変緩和から当面の間は、各都道府県において別途、β 以外のβ' (例えばβ' = 1など)を使用することも可能。

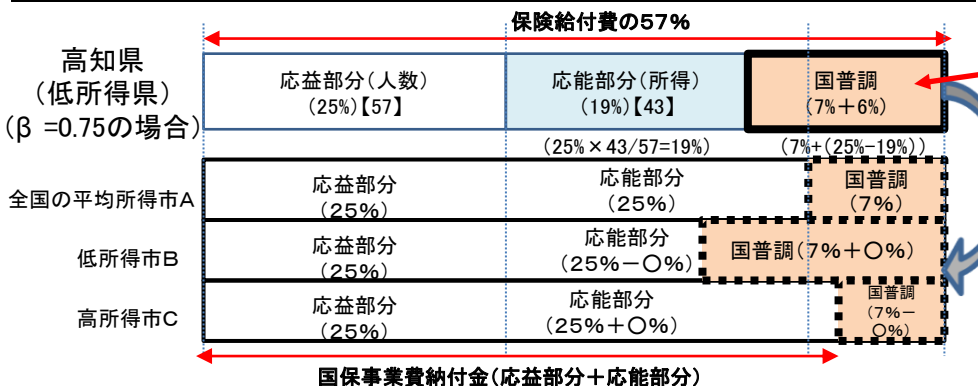


★論点★ 所得係数(β)について

- ・応能・応益割合を決める「所得係数(β)」について、国基準の値を用いるか、または、県独自の値を用いるか。
- ・また、県独自の値を用いる場合はその値。

【全国の状況】(H29.9厚生労働省調べ)
 ・所得係数(β) = 国基準: 46都道府県
 ・その他: 1都道府県

3. 国普通調整交付金による応能部分(所得)の調整と国保事業費納付金について



都道府県間で同じ医療費水準であれば同一保険料負担を実現するために、国普通調整交付金で調整。(本県の場合は多く配分)
 ⇒ 県の応能: 応益の割合は、所得係数βを用いることにより算出された割合となる。

県の事業費納付金の算定においても、所得係数(β)を用いた応能応益割合とし、普通調整交付金の県内市町村の再配分を行うことで、県内市町村間でも同一医療費水準であれば同一保険料負担となる。

高知県における検討結果

○「 $\text{所得係数}\beta = \text{県平均の1人あたり所得} \div \text{全国平均の1人あたり所得}$ 」を用いることとする。

< 諮問項目4 >

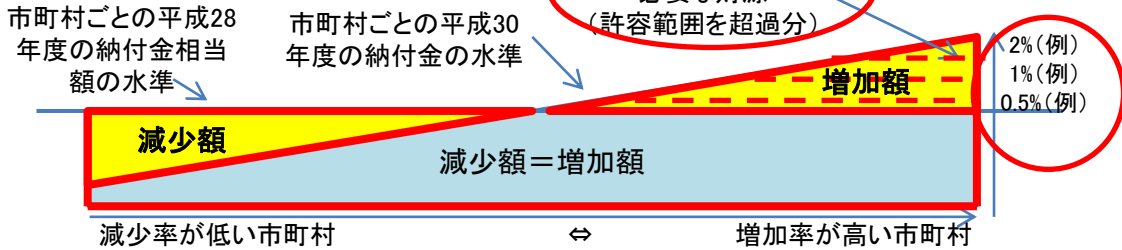
激変緩和措置について

「国保事業費納付金」の激変緩和措置について

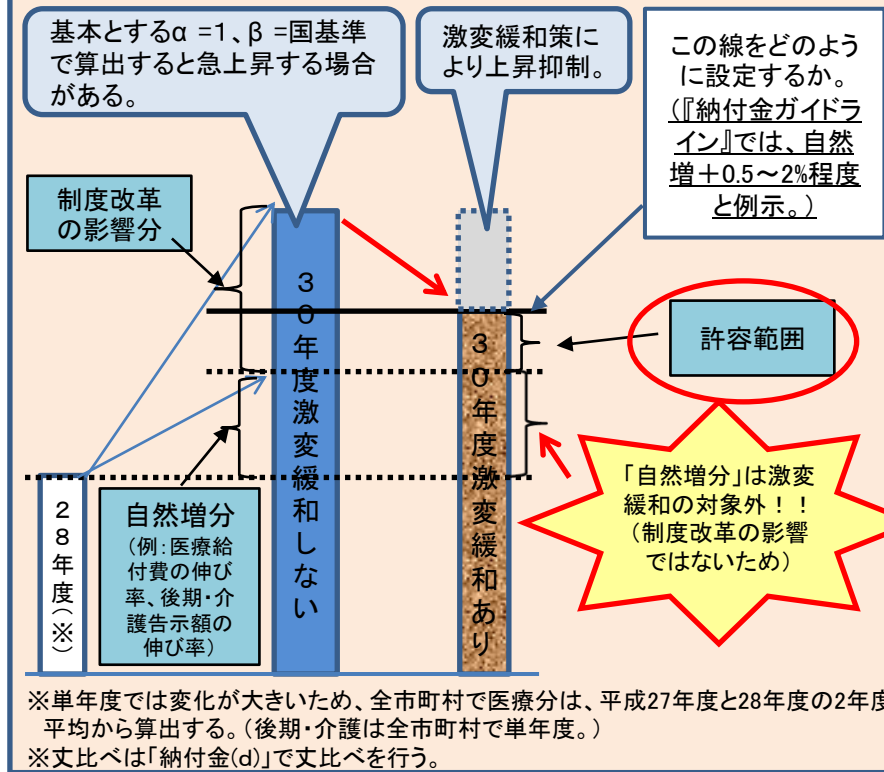
激変緩和の必要性

- ・これまでの、各市町村がそれぞれの保険給付費等の見込みから、各市町村ごとに医療費や前期高齢者割合等に応じ交付されていた公費等を控除して、各市町村が保険料を算出。
- ・平成30年度以降、事業費納付金の仕組みの導入により、県全体に交付された公費を控除した後の納付金総額を、各市町村の医療費水準や所得水準により配分することになることから、各市町村の責めに帰さない制度改革により、保険料負担が増加する市町村が出てくる。同様に、減少する市町村が出るため総額は変わらない。
- ・このため、保険料負担が急激に増加しないよう激変緩和措置を講ずることとしている。

イメージ図



- ★1: 自然増の影響控除後の県全体の納付金総額は、公費等の歳入が同じであればH28(長方形)とH30(台形)は同額。(個別市町村で見ると、H28からH30にかけて減少・ほぼ同じ・増加の市町村がある。)
- ★2: H28からH30にかけての県全体の減少額と県全体の増加額は同額。



「許容範囲」に関する論点

◎制度改革による上昇幅の「許容範囲」の設定

<厚生労働省の例示> ⇒ 0.5~2%程度

<検討状況>

◇厚生労働省が示した0.5%~2%の範囲で、活用可能な財源を踏まえ検討

①市町村の理解を得やすい割合

現在の「保険財政共同安定化事業」は、平成27年度以降、制度導入に伴う激変緩和措置として、抛出超過分(連合会への抛出額が交付額を上回る分)のうち、交付金の101%(国の原則)を超える部分に県2号交付金で財政支援を行っている。

このため、この割合に合わせることで、市町村の理解を得やすい。

②激変緩和に無理なく活用可能な額

- (6.0億円 + α) + 県国保財政安定化基金激変緩和分
- ・激変緩和用国費(暫定措置で全国枠300億円) 約1.5億円 + α
 - ・県2号調整交付金のうち保険財政共同安定化支援事業の激変緩和分 約2.2億円
 - ・県2号調整交付金のうち、国の保険者努力支援へ移行 2.3億円(2号は3億円を予定)
 - ・県国保財政安定化基金のうち激変緩和分 総額1.8億円(6年間で活用)

「許容範囲」についての高知県における検討結果

①激変緩和の「許容範囲」⇒1%とする。

- 1%は、保険財政共同安定化事業でこれまで使用しており市町村の理解が得られる。
- 来年1月に行う納付金の算定において、激変緩和用の必要額が変更となる可能性があるため、激変緩和用の財源にはある程度の余裕が必要。(今回の試算では、激変緩和に活用可能な財源を6億円と想定し、許容範囲を1%とした場合、4.4億円で激変緩和が可能。)
- ・30年度の納付金の本算定は、30年度の国予算編成を受け、給付費の推計値や国が示す納付金を算定するための前期高齢者交付金等の各種係数が変更となる。

②「許容範囲」の見直し時期(改定時期)について

- 激変緩和措置における「許容範囲」は、平成30年度に策定する『県国保運営方針』の対象期間の3年間(平成30~32年度)は1パーセントとする。
- ただし、公費のあり方などに変化があった場合は見直しが必要となることもあり得ることから、毎年度、公費の状況等を踏まえ、市町村と協議を行う。

③激変緩和措置の期間について

- 当面は終期を定めず、次期の『県国保運営方針』の策定(平成33年度改訂予定)に向けた協議の中で、被保険者への制度改革の周知の状況や公費の在り方等の検討状況も踏まえて検討・協議を行うこととする。

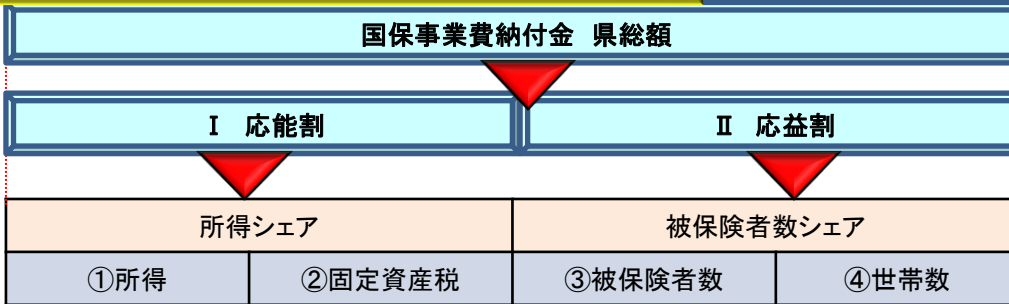
< 諮問項目5～8 >

- 5 納付金の配分の算定方式**
- 6 所得割と資産割、均等割と平等割の賦課割合**
- 7 賦課限度額**
- 8 高額な医療費の共同負担**

国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること

5. 納付金の配分の算定方式

6. 所得割と資産割、均等割と平等割の賦課割合



応能・応益	応能・応益区分	2方式	3方式	4方式	課題・問題点等
応能	所得	○	○	○	※必須項目。
	固定資産	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産を所有することが必ずしも担税力と一致しない。 固定資産税との二重課税感。 他の市町村に所有する固定資産には賦課されない。 固定資産以外の資産(金融資産など)には賦課されない。
応益	被保険者	○	○	○	※必須項目。
	世帯	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者数が少ない世帯の過重負担感 被保険者数が多い世帯の負担軽減という世帯割の必要性は、世帯人数の減少により低下(高知県 S36末:3.95人 ⇒H26末:1.63人) 廃止した場合は、被保険者数の多い世帯の応益割が多くなる。

高知県における検討結果

①算定方式について

⇒「国保事業費納付金」の配分における算定方法及び「標準的な保険料率」(都道府県統一の算定方式)の算定方法は、ともに**3方式**とする。

②賦課割合について

⇒応益割内の賦課割合は、法定割合の

均等割(被保険者数):平等割(世帯数)=70:30とする。

7. 賦課限度額

現状(平成29年度の県内市町村の賦課限度額(上限))

医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
540,000円(政令)	190,000円(政令)	160,000円(政令)

高知県における検討結果

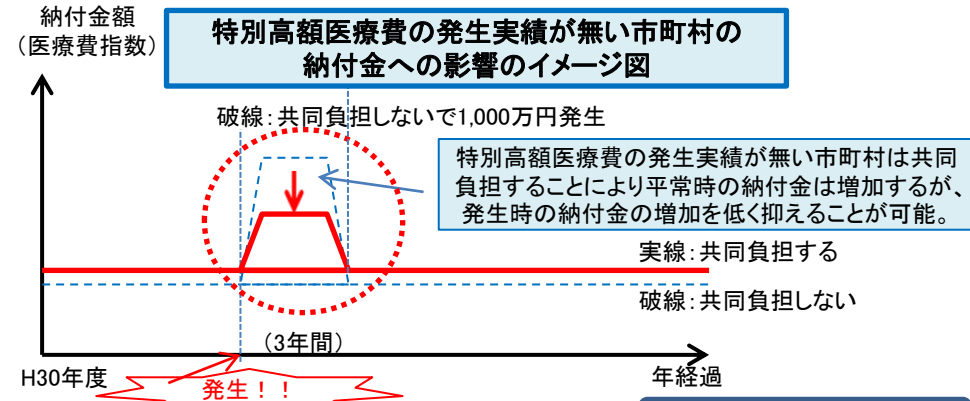
○医療分、後期分、介護分ともに、**賦課限度額は政令で定める額**とする。(考え方)

▽県内全市町村が、賦課限度額は政令で定める額としていること。

▽賦課限度額を低く設定することは、低所得者の負担が重くなること。

8. 高額な医療費の共同負担

(特別高額医療費=レセプト1件当たり420万円超のうち200万円超部分)



高知県における検討結果

○本県は小規模市町村が多いことから、特別高額医療費の発生リスクの回避のため特別高額医療費の共同負担を行う。

(考え方)

▽国費が20億円から60億円に拡充される予定(全国ベース)であるが、特別高額医療費の発生実績が無い小規模市町村に発生した場合、納付金額への影響が大きいため、共同負担を行うことにより市町村国保財政の安定化を図る必要がある。(※1件1,000万円以上が発生する可能性や複数件発生する可能性もある。)

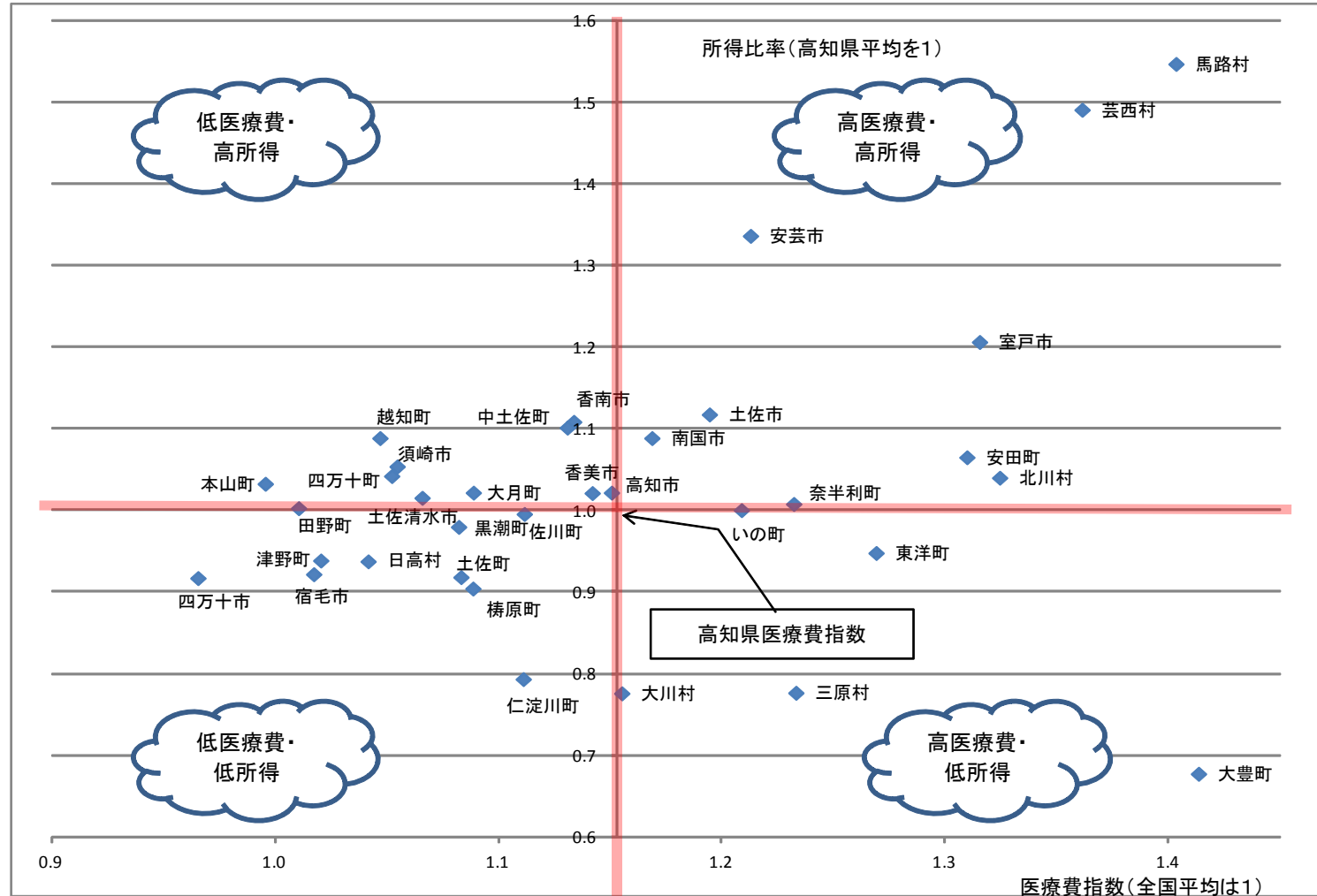
▽市町村アンケートで、全市町村のうち約半数が「行う方が良い」と回答しており、また、発生頻度が県平均以下の市町村でも「行う方が良い」が「行わない方が良い」より多いこと。

<参考資料>

医療費指数（年齢調整後）（平成26～28年度平均） 所得（平成28・29年度平均）

	医療費指数 (H26～28平均)		所得比率 (H28・29医療分 平均)	
	X	順位	Y	順位
高知市	1.151	15	1.022	16
室戸市	1.316	5	1.206	4
安芸市	1.213	10	1.336	3
南国市	1.169	13	1.089	8
土佐市	1.195	12	1.117	5
須崎市	1.055	26	1.054	11
四万十市	0.966	34	0.917	29
土佐清水市	1.066	25	1.015	18
宿毛市	1.018	31	0.922	27
東洋町	1.269	7	0.948	24
奈半利町	1.232	9	1.008	19
田野町	1.011	32	1.003	20
安田町	1.310	6	1.065	10
北川村	1.325	4	1.040	13
馬路村	1.403	2	1.547	1
芸西村	1.361	3	1.491	2
香美市	1.142	16	1.021	17
香南市	1.134	17	1.108	6
大川村	1.155	14	0.776	33
土佐町	1.083	23	0.918	28
本山町	0.996	33	1.033	14
大豊町	1.414	1	0.677	34
いの町	1.209	11	1.000	21
仁淀川町	1.111	20	0.793	31
佐川町	1.112	19	0.996	22
越知町	1.047	28	1.088	9
中土佐町	1.131	18	1.101	7
四万十町	1.052	27	1.042	12
日高村	1.042	29	0.938	26
津野町	1.021	30	0.939	25
梶原町	1.089	22	0.904	30
黒潮町	1.082	24	0.980	23
大月町	1.089	21	1.022	15
三原村	1.233	8	0.777	32
高知県平均	1.153		1.000	

※数値は、「国保事業費納付金等算定標準システム」から引用。



・医療費指数は、特別高額医療費の共同負担を行うこととして算出した数値。

・所得は、H28年度とH29年度の1人当たり所得の平均。所得シェアを算出する際は、H30年度の被保険者数(推計値)を乗算する。

H24→H26の診療費の伸び率でH28診療費を伸ばして、H30診療費を推計。

【注意事項】

○ここで示す額は、各市町村が県に納める1人当たり納付金額（平成30年度推計値）であり、被保険者が市町村に納める「保険料税額（率）」ではない。

（各市町村の「保険料税額（率）」は、納付金額「d」に各市町村独自の保健事業、出産育児一時金等にかかる経費を加算し、また、各市町村に交付される公費等（国特調、県2号繰入金、財政安定化支援事業繰入金など）を減算した額を基に、各市町村が算出する。）

○数値は、今後、変更になる。（平成30年度に市町村が県に納める納付金額を表すものではない。）

- 「自然増等」の割合（2年分の伸び率）
⇒医療分1.19%、後期分2.60%、介護分5.34%
3つの合算1.78%
- 「一定割合」（「激変緩和措置の対象外」の割合）
⇒「自然増等」+1%

【金額単位：円】

市町村名	H28年度決算ベース (医療分のみH27年度とH28年度の平均)				H30年度試算ベース								比較 (激変緩和措置による効果額)				比較			
	激変緩和(丈比べ)の基準値・・・【①】				激変緩和前・・・【②】 (α=1、β=国基準) (特別高額医療費共同負担有)				激変緩和措置後(許容範囲1%)・・・【③】 (α=1、β=国基準) (特別高額医療費共同負担有)				H30激変緩和後【③】 -H30激変緩和前【②】				③/①			
	医療分	支援金分	介護分	合計額	医療分	支援金分	介護分	合計額	医療分	支援金分	介護分	合計額	医療分	支援金分	介護分	合計額	医療分	支援金分	介護分	合計額
高知市	97.694	25.546	31.325	133.319	96.403	25.816	32.779	132.766	96.403	25.816	32.779	132.766	0	0	0	0	98.68%	101.06%	104.64%	99.59%
室戸市	109.358	25.149	31.272	144.967	116.479	27.627	33.761	155.399	111.801	26.071	33.262	148.998	▲ 4,678	▲ 1,556	▲ 499	▲ 6,401	102.23%	103.67%	106.36%	102.78%
安芸市	99.124	27.384	32.985	138.395	102.395	29.097	35.963	144.452	101.262	28.349	35.051	142.242	▲ 1,133	▲ 748	▲ 912	▲ 2,210	102.16%	103.52%	106.26%	102.78%
南国市	99.403	24.447	28.439	132.505	96.688	26.785	32.172	133.263	96.688	26.785	32.172	133.263	0	0	0	0	97.27%	109.56%	113.13%	100.57%
土佐市	92.677	25.552	30.012	127.301	99.327	27.080	32.848	136.337	94.717	26.474	31.918	130.840	▲ 4,610	▲ 606	▲ 930	▲ 5,497	102.20%	103.61%	106.35%	102.78%
須崎市	89.852	25.824	31.177	125.552	85.143	26.325	33.180	121.978	85.143	26.325	33.180	121.978	0	0	0	0	94.76%	101.94%	106.42%	97.15%
土佐清水市	90.806	25.470	30.329	126.618	94.919	24.690	30.054	129.858	94.919	24.690	30.054	129.858	0	0	0	0	104.53%	96.94%	99.09%	102.56%
宿毛市	91.945	23.737	27.296	125.043	81.777	23.205	26.204	113.969	81.777	23.205	26.204	113.969	0	0	0	0	88.94%	97.76%	96.00%	91.14%
四万十市	80.722	23.646	26.683	113.155	72.146	24.173	26.998	105.209	72.146	24.173	26.998	105.209	0	0	0	0	89.38%	102.23%	101.18%	92.98%
香南市	89.396	25.358	29.804	124.196	96.746	27.099	32.749	134.220	91.340	26.269	31.692	127.649	▲ 5,406	▲ 830	▲ 1,057	▲ 6,571	102.17%	103.59%	106.33%	102.78%
香美市	90.402	24.689	29.041	124.037	100.777	26.104	30.769	136.359	92.426	25.581	30.769	127.485	▲ 8,351	▲ 523	0	▲ 8,874	102.24%	103.61%	105.95%	102.78%
東洋町	89.660	23.445	22.727	120.465	118.365	23.877	24.105	150.048	92.131	23.877	24.105	123.814	▲ 26,234	0	0	▲ 26,234	102.76%	101.84%	106.06%	102.78%
奈半利町	94.207	25.063	26.591	128.745	108.878	25.509	29.516	144.904	96.723	25.509	28.323	132.324	▲ 12,155	0	▲ 1,193	▲ 12,580	102.67%	101.78%	106.51%	102.78%
田野町	96.688	22.760	26.755	130.238	72.194	24.521	31.420	109.386	72.194	24.521	31.420	109.386	0	0	0	0	74.67%	107.74%	117.44%	83.99%
安田町	112.771	23.786	29.747	147.423	122.497	25.159	31.445	158.996	115.519	24.662	31.045	151.521	▲ 6,978	▲ 497	0	▲ 7,475	102.44%	103.68%	104.36%	102.78%
北川村	96.249	24.517	20.892	127.518	147.109	28.328	33.209	182.938	98.475	25.407	22.219	131.063	▲ 48,634	▲ 2,921	▲ 990	▲ 51,875	102.31%	103.63%	106.35%	102.78%
馬路村	80.673	27.714	38.121	122.045	147.879	31.887	42.412	194.961	82.215	28.701	40.531	125.437	▲ 65,664	▲ 3,186	▲ 1,881	▲ 69,524	101.91%	103.56%	106.32%	102.78%
芸西村	137.764	28.832	38.132	180.121	133.305	31.526	42.722	179.984	133.305	31.526	42.722	179.984	0	0	0	0	96.76%	109.34%	112.04%	99.92%
大川村	22.608	21.342	23.129	54.261	80.765	25.635	27.481	118.651	22.726	22.087	24.576	55.769	▲ 58,039	▲ 3,548	▲ 2,905	▲ 62,882	100.52%	103.49%	106.26%	102.78%
土佐町	81.808	22.150	22.280	110.789	96.589	24.451	28.127	129.663	83.647	22.953	23.710	113.869	▲ 12,942	▲ 1,498	▲ 4,417	▲ 15,794	102.25%	103.63%	106.42%	102.78%
本山町	74.735	26.039	32.240	110.462	92.186	25.624	30.861	127.084	78.635	25.624	30.861	113.533	▲ 13,551	0	0	▲ 13,551	105.22%	98.41%	95.72%	102.78%
大豊町	93.626	22.595	23.709	123.058	106.495	22.761	25.421	136.586	96.444	22.761	25.227	126.479	▲ 10,051	0	▲ 194	▲ 10,107	103.01%	100.73%	106.40%	102.78%
佐川町	92.336	23.881	32.774	126.081	88.116	25.080	32.589	123.004	88.116	25.080	32.589	123.004	0	0	0	0	95.43%	105.02%	99.44%	97.56%
越知町	76.367	27.034	33.198	114.581	103.523	25.975	33.962	140.935	80.354	25.975	33.962	117.766	▲ 23,169	0	0	▲ 23,169	105.22%	96.08%	102.30%	102.78%
中土佐町	95.951	25.299	30.747	131.118	98.100	25.755	36.496	135.568	98.070	25.755	34.081	134.763	▲ 30	0	▲ 2,415	▲ 805	102.21%	101.80%	110.84%	102.78%
日高村	79.218	23.150	32.939	111.877	85.606	25.538	35.250	121.320	80.907	23.968	35.025	114.986	▲ 4,699	▲ 1,570	▲ 225	▲ 6,334	102.13%	103.53%	106.33%	102.78%
橋原町	76.308	24.955	23.564	108.199	80.443	25.100	27.554	113.654	78.558	25.100	25.645	111.207	▲ 1,885	0	▲ 1,909	▲ 2,447	102.95%	100.58%	108.83%	102.78%
大月町	101.743	26.545	29.972	139.402	90.224	24.748	31.244	126.557	90.224	24.748	31.244	126.557	0	0	0	0	88.68%	93.23%	104.24%	90.79%
三原村	90.006	23.561	23.869	121.452	81.481	21.757	25.189	111.559	81.481	21.757	25.189	111.559	0	0	0	0	90.53%	92.34%	105.53%	91.85%
いの町	85.101	25.187	30.559	119.678	100.736	25.735	30.282	135.775	87.966	25.735	30.282	123.005	▲ 12,770	0	0	▲ 12,770	103.37%	102.18%	99.09%	102.78%
津野町	83.150	27.121	26.864	119.144	89.494	23.067	26.376	121.273	89.494	23.067	26.376	121.273	0	0	0	0	107.63%	85.05%	98.18%	101.79%
仁淀川町	77.656	20.745	27.094	106.516	79.188	21.437	25.992	108.410	79.188	21.437	25.992	108.410	0	0	0	0	101.97%	103.34%	95.93%	101.78%
四万十町	82.693	25.337	29.880	118.455	80.025	25.608	31.851	116.746	80.025	25.608	31.851	116.746	0	0	0	0	96.77%	101.07%	106.60%	98.56%
黒潮町	89.308	25.905	29.645	124.743	95.030	24.994	26.930	128.680	94.561	24.994	26.930	128.211	▲ 469	0	0	▲ 469	105.88%	96.48%	90.84%	102.78%
県計	93.968	25.222	30.214	128.944	95.086	25.878	31.828	131.239	92.820	25.688	31.615	128.714	▲ 2,266	▲ 190	▲ 213	▲ 2,525	98.78%	101.85%	104.64%	99.82%

※合計額(医療分、後期分、介護分の合計)は、医療分と後期分と介護分の合計額を一般被保険者数で除しているため、医療分、後期分、介護分の合算額と等しくならない。

平成29年度スケジュール（国保制度改革に向けて）

平成29年11月10日 高知県国保指導課

月	スケジュール	備考
平成29年 4月	◇第7回 幹事会(4月21日) ・国保事業費納付金の算定方法等 ◇第1回 運営協議会(4月24日) ・国保制度改革について等	
5月	◇第8回 幹事会(5月30日) ・国保事業費納付金の算定方法、『高知県国民健康保険運営方針』等	
6月		
7月	◇第9回 幹事会(7月24日) ・国保事業費納付金の算定方法、国保運営方針(原案)	
8月	◇第10回 幹事会(8月15日) ・国保運営方針(案)、国保事業費納付金の算定方法(案)等の取りまとめ ◇全市町村への説明会(8月22日) ・国保事業費納付金の算定方法(案)等について説明 ◇第4回 運営検討協議会(8月31日) ・国保運営方針(案)、国保事業費納付金の算定方法(案)等の取りまとめ	
9月	◇第2回 運営協議会(9月14日) ・国保運営方針(案)、国保事業費納付金の算定方法(案)等の審議 ◇国保運営方針(案)について全市町村へ意見照会(9月22日～10月12日) ◇国保運営方針(案)パブリックコメント(9月22日～10月21日)	
10月	◇9月県議会 危機管理文化厚生委員会 (10月4日) ・国保運営方針(案)等報告	※ 納付金算定の仮係数10月23日提示。
11月	◇第11回 幹事会(11月2日) ・国保運営方針、国保事業費納付金の算定方法等の決定 ◇第5回 運営検討協議会(11月7日) ・国保運営方針、国保事業費納付金の算定方法等の決定 ◇第3回 運営協議会(11月10日) ・国保運営方針、国保事業費納付金の算定方法等の答申 ○『高知県国民健康保険運営方針』等決定(上～中旬)	
12月	◇12月県議会 ・国保事業費納付金等関係条例議案の提案、国保運営方針報告	※ 納付金算定の確定係数提示が12月下旬予定。
平成30年 1月	市町村へ平成30年度事業費納付金額通知(中～下旬)	※各市町村は、平成30年度国保特別会の予算編成及び保険料・税率の検討。
2月	◇県議会 ・平成30年度国保特別会計予算、財政安定化基金条例改正議案等の提案	
3月	△市町村議会 ・必要に応じて国保料(税)条例の改正議案の提案。	